

高福第1350号  
令和5年3月3日

指定訪問看護事業所  
指定介護予防訪問看護事業所

} 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 播磨高志（公印省略）

### 看護体制強化加算の経過措置の終了について（通知）

県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

指定訪問看護ステーションの訪問看護及び介護予防訪問看護（保険医療機関（※病院又は診療所）が行うみなし指定の訪問看護及び介護予防訪問看護は含みません。）における看護体制強化加算では、令和3年度介護報酬改定において新たに設けられた厚生労働大臣告示・九で定める基準であるイ（1）（四）について、令和5年3月31日までの間は、当該規定が適用されない経過措置が設けられていました。本経過措置の終了に伴い、令和5年4月1日以後に当該加算の算定を行うに当たり必要となる対応について、下記のとおり通知します。

御確認の上、御対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

- 1 厚生労働大臣告示・九で定める基準であるイ（1）（四）では、「当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する看護師等をいう。以下この号において同じ。）の総数のうち、同項第一号イに規定する看護職員の占める割合が100分の60以上であること。ただし、同項に規定する指定訪問看護事業者が、指定介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあつては、指定訪問看護

を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。」と規定されています。これについて、以下の（１）から（３）のとおりとします。

- （１）看護職員の占める割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前月（暦月）の平均を用いることとします。
- （２）令和５年３月３１日時点で当該加算を算定している事業所は、令和５年４月１日以後、算定要件を満たすかどうかを確認してください。また、算定要件を満たさない場合、別紙１・別紙１-２において看護体制強化加算を「１なし」として届け出てください。
- （３）令和５年４月１日付けで新たに当該加算の適用を届け出る事業所においては、令和５年３月１５日までに、別紙１・別紙１-２、別紙２及び別紙８-２を提出してください。

２ 令和５年３月３１日時点で当該加算を算定している事業所が、令和５年４月１日以後に、看護職員の離職等によりイ（１）（四）に適合しなくなった場合は、看護職員の採用に関する計画を届け出ることにより、当該計画に定める期間を経過する日までの間は、当該加算を算定することができます。これについて、以下の（１）から（４）のとおりとします。

- （１）計画には以下のアからウまでを明記してください。
  - ア 令和５年４月１日以後に、看護職員の離職等により、当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち看護職員の占める割合が６０％に満たなくなる経緯
  - イ 看護職員の採用に向けた具体的な計画
  - ウ 当該計画の定める期間
- （２）当該計画を届け出た事業所が計画に定める期間を経過する日以後も、引き続き当該加算を算定する場合は、当該計画の定める期間の経過する日の属する月の前月１５日までに、改めて、別紙１・別紙１-２、別紙２及び別紙８-２を届出てください。この場合、当該計画の定める期間の経過する日の属する月の前月において看護職員の占める割合が６０％以上であることが要件となります。
- （３）当該計画の定める期間の経過する日の属する月の前月において看護職員の占める割合が６０％以上であることを満たさない場合は、別紙１・別紙１-２において看護体制強化加算を「１なし」として届け出てください。（当該計画の定める期間を経過する日以後は、当該加算を算定できません）。
- （４）当該計画に定める期間の末日を令和６年４月以降とした場合、令和６年度介護

報酬の改定内容によっては、当該計画の期間内であっても加算の算定ができなくなる可能性がありますので御留意ください。

- 3 看護職員の占める割合は継続的に所定の基準を維持し、割合については台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回り、当該加算の算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに届出を行ってください。なお、当該割合が100分の60から1割を超えて減少した場合（100分の54を下回った場合）には、その翌月から看護体制強化加算を算定できないものとし、1割の範囲内で減少した場合（100分の54以上100分の60未満であった場合）には、その翌々月から当該加算を算定できないものとします（ただし、翌月の末日において100分の60以上となる場合を除きます。）。

担 当 施設・事業者指導担当

電 話 048-830-3254

メール a3240-22@pref.saitama.lg.jp